

岐阜県公報

令和四年三月二十九日
外 令
号 (四)

規則

岐阜県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

令和四年三月二十九日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県都市計画法施行細則（昭和四十六年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二（見出しを含む。）中「証明書等」を「証明書」に改める

別記第二十二号様式中「確認済証の交付」を「確認済証の交付
審査建築利用計画の認定」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

目次	
規則	
○岐阜県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	（都市政策課）
○岐阜県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	（建築指導課）
公安委員会規則	
○岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（生活安全総務課）
○交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	（地域課）

岐阜県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第五百号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「できます」を「できません。なお、処分通知を受けた田の図田から起算して3か月以内であっても、処分があつた田の図田から起算して1年を超過するし職断断をすることができません」に改める。

別記第十三号様式中「確認済証の交付」を「確認済証の交付
（確認済証）使用計画の認定」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則（平成二十五年岐阜県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号二中「婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下この号において同じ。」を削り、「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第十九条第三号中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「第二十四条」を「第二十三条」に改める。

別記第七号様式中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた十八歳未満の者は、改正後の岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則第五条第三項の規定の適用については、同項第一号二に規定する未成年者には含まれないものとする。

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第八号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表海津の部南濃同の項中「南濃町徳田」の下に「南濃町津屋、南濃町志津新田、南濃町志津、南濃町太田、南濃町松山、南濃町吉田、南濃町安江、南濃町境、南濃町田鶴」を加え、同表養老の部署所在地同の項中「高田」の下に「高田馬場町」を加える。

別表三の表海津の部太田同の項及び南濃北同の項を削り、同表山県の部乾同の項中「佐野」の下に「椿」を加え、同部美山同の項中「椿」を削り、同表多治見の部共栄同の項中「同 市高田町四丁目」を「同 市小名田町二丁目」に、「小名田町可郷」を「小名田町可児郷」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社